

自然災害発生時における 業務継続計画（BCP）

社会福祉法人 康済会

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針.....	1
(2) 推進体制.....	1
(3) リスクの把握.....	2
① ハザードマップなどの確認.....	2
② 被災想定.....	3
(4) 優先業務の選定.....	5
① 優先する事業.....	5
② 通常行っている業務（利用者に携わる業務）.....	5
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し.....	7
① 研修・訓練の実施.....	7
② BCPの検証・見直し.....	7
2. 平常時の対応	8
(1) 建物・設備の安全対策.....	8
① 人が常駐する場所の耐震措置.....	8
② 設備の耐震措置.....	8
③ 水害対策.....	9
(2) 電気が止まった場合の対策.....	9
(3) ガスが止まった場合の対策.....	10
(4) 水道が止まった場合の対策.....	10
① 飲料水.....	10
② 生活用水.....	10
(5) 通信が麻痺した場合の対策.....	10
(6) システムが停止した場合の対策.....	11
(7) 衛生面（トイレ等）の対策.....	11
① トイレ対策.....	11
② 汚物対策.....	11
(8) 必要品の備蓄.....	11
(9) 資金手当て.....	12
3. 緊急時の対応	13
(1) BCP発動基準.....	13
(2) 行動基準.....	13
(3) 対応体制.....	14
(4) 対応拠点.....	15
(5) 安否確認.....	15
① 利用者の安否確認.....	15

② 職員の安否確認.....	15
(6) 職員の参集基準.....	16
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	16
(8) 重要業務の継続（施設入所）.....	18
(9) 職員の管理.....	20
① 休憩・宿泊場所.....	20
② 勤務シフト.....	20
(10) 復旧対応.....	21
① 破損個所の確認.....	21
② 業者連絡先一覧の整備.....	21
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）.....	21
4. 他施設との連携.....	22
(1) 連携体制の構築.....	22
① 連携先との協議.....	22
② 連携協定書の締結.....	22
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	24
(2) 連携対応.....	24
① 事前準備.....	24
② 入所者・利用者情報の整理.....	25
③ 共同訓練.....	25
5. 地域との連携.....	25
(1) 被災時の職員の派遣.....	25
(2) 福祉避難所の運営.....	25
① 福祉避難所の指定.....	25
② 福祉避難所開設の事前準備.....	25
6. 通所サービス固有事項.....	26
7. 訪問サービス固有事項.....	27
別紙 被害状況報告書.....	28
別紙 東北ブロック支援体制協定.....	28
別紙 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（写）.....	36

1. 総論

(1) 基本方針

(1) 利用者の生命と安全の確保 入所利用者の安全な避難と健康管理を第一とします。
(2) 職員の安全の確保 災害時の非常招集の指示があっても、職員自身の被災、家族の被災対応を最優先とします。
(3) サービス提供の継続 災害時又は災害後も福祉サービスを継続して提供します。
(4) 「福祉避難所」の開設 福祉施設として、施設の有している機能とプロ集団としての職員の持っている能力を挙げて「福祉避難所」を開設し、地域住民の安全を図ります。

*法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
責任者	施設長	岡部 貴彦	
取りまとめ役 (医務全般)	統括部長	中岩持 恵	
(ケア全般)	業務部長	佐々木 琢也	
(総務全般)	総務部長	小笠原 あゆみ	
設備・インフラ関係	総務次長	工藤 政善	
デイサービス (サービス全般)	係長	澤田 沙織	
(ケア全般)	係長	高橋 典子	
給食・非常食担当	栄養課主任	千葉 望美	
訪問看護	管理者	南部 雅子	
訪問入浴	管理者	小和田 玲子	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認



〈地形・地盤〉

- * うぐいすの郷の敷地は、西向きの斜面を切って造成し、東側に丘陵を背負い、西側下方は水田地帯である。
- * 敷地内は、東側の上部から西側の下部への排水は良好である。地盤は、支持層に達するまで杭を打ち込み、強固である。

〈町の防災マップ上の位置づけ〉

- * 雫石町による防災マップでは、土砂災害警報区域の指定、大雨洪水による危険区域等に指定はされていない。

*

〈建物〉

- * 平成8年(1996年)～平成9年4月にかけて建設した建物は、鉄筋コンクリート1部2階建ての耐震構造建築物(延面積4,605.41㎡)である。
- * 入所利用者の居室は2階。1階は、管理機能を持つ事務室と通所介護事業所(デイサービス)が利用している。

② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

〈過去の災害〉

【岩手内陸北部地震】（平成 10 年 9 月 3 日 16 時 58 分発生）

岩手山西山麓付近を震源とし、雫石町は最大震度 6 弱。

うぐいすの郷は、建物の廊下のクロスに軽くヒビが見られたが、躯体に損傷はなかった。一時停電したが、朝までに復旧した。

【東日本大震災】（平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分発生）

雫石町千刈田地区で震度 5 弱。

うぐいすの郷は、建物の被害はなし。停電の復旧は、13 日の 13 時 30 分まで要した。暖房ボイラー、館内照明は停電し、雫石町役場から発電機と石油ストーブ 3 基を借り入れ対応した。

【雫石町大雨洪水災害】（平成 25 年 8 月 9 日）

総降雨量が雫石 264 ミリ、橋場 351 ミリ、男助 203 ミリを記録した。うぐいすの郷西側の幹線道路一部が冠水し、通行不能に陥ったが長時間に至らなかった。

【令和元年台風 19 号】（令和元年 10 月 12 日～13 日）

雫石町避難準備・高齢者等避難開始時間 10/12 14:30（解除：13 日 12:00）

雫石町土砂災害の警戒情報発表：10/13 AM3:10（解除：同日 AM9:45）

町内の停電は約 50 戸。うぐいすの郷は停電には至らなかった。

被害想定（過去の災害を踏まえて）

◆施設への影響

（風水害）東側丘陵地の崩壊と浸水

- ・想定外の記録的大雨によって東側丘陵地の頂上部から、施設の敷地内に大量の雨水が流れ込む危険性がある。
- ・東側棟「さくら町」「多目的ホール」「厨房」が面している斜面が崩壊する土砂崩れの危険性がある。

（地震）土砂崩れ

- ・東側丘陵地の崩壊による土砂崩れ
- ・西側擁壁の崩壊

（火災）屋内からの出火

山火事からの出火

- ・建物北側の草地からの山火事が発生しても、施設内への延焼の可能性は低い。多少の煙が流れても、窓を閉め切れれば防ぐことが可能。

（噴火災害）施設のある西安庭地区は避難対象外。

◆道路への影響

- ① うぐいすの郷敷地の正面口から右折後に下る道路が冠水の恐れあり。
- ② うぐいすの郷東側に通じる町道は、急こう配の登り下り坂を経て、町場地区で県道 162 号とつながる約 250m 区間。町場側に L 字の急カーブ箇所があり、崩落する恐れあり。
- ③ ②の上り途中で、左折して県道 162 号に通じる農道。車両のすれ違いに道路幅が狭い。積雪期は、除雪がない。

◆橋梁：なし

◆鉄道：なし

停電時のライフライン

上水：自家発電機 1 台を給水用コンセントに接続する。

下水：－

電気（照明、赤コンセント）：自家発電機 1 台を照明用コンセントに接続する。

ガス：震度 5 以上の揺れがあった際にガスメーターが停止する。ガスメーターが停止した際は、機械室の給湯器リモコンを一度切り、ガス機器もすべて止める。その後ガスメーターの表面にある復帰ボタンのキャップを開け、しっかりボタンを押す。3 分後に復旧。給機械室の給湯器リモコンの電源を入れる。

通信：－

【自施設で想定される影響】

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
電力	自家発電		復旧	→	→	→	→	→	→
E V	休止	休止	復旧	→	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄品		復旧	→	→	→	→	→	→
生活用水	備蓄品		復旧	→	→	→	→	→	→
ガス	使用 不可	復旧	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	使用不可		使用可→						
メール	利用不可		使用可→						

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<p><優先する事業></p> <p>(1) 障害者支援施設</p> <p><当座停止する事業></p> <p>(1) 通所サービス</p> <p>(2) 訪問サービス</p>

② 通常行っている業務 (利用者に携わる業務)

(生活支援課)

業務内容	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
与薬介助	8人	8人	8人	4人
排泄介助	8人	8人	4人	4人
移乗介助	8人	8人	8人	
食事介助	8人	8人	12人	
入浴介助	8人	8人		
口腔ケア	8人	8人	12人	
経管	8人		8人	
巡回				4人
急変対応	4～6人			4人
急変時等送迎				2人
痰吸引	1人			
施設消毒				4人
利用者酸素対応 バイパップ				1人
コール対応		4人		4人
水分補給		3人		

(看護課)

業務内容	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
要観察者対応、救急対応	1～2人	2～3人	2～3人	
胃ろう管理 (経管者薬注入)	1人	2～3人	2～3人	
ミッキー固定薬確認	2人			
内服管理(薬カート補充)、薬作り	2～3人			
バルンカテーテル管理(定期交換、膀胱洗浄)	2人			
排泄介助(浣腸、摘便)	1～2人			
注射、点滴治療(定期、臨時)	2～3人			
点眼介助、要処置者の対応	1～2人			
入浴時の処置	1～2人			
酸素管理	1人			
食事介助		2～3人	2～3人	
痰吸引、吸引器管理	1人			
外診への対応、主治医との連絡調整	1～3人			
物品消毒	1人			
瀬川先生回診対応	1人			

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

- ・原則毎年9月及び2月に災害（主に水害もしくは地震）を想定した訓練を実施する。
- ・なお、防災委員会の判断で、上記の訓練実施月の変更や追加実施を決めることが出来る。
- ・訓練内容や参加者は、防災委員会にて検討とする。
- ・7月ならびに8月の訓練については、総合防災訓練を実施する月であり、出来る限り防災協力隊にも参加して頂けるよう実施する。7月は日中想定訓練、8月は夜間想定訓練とする。
- ・訓練の実施状況は防災委員会にて記録を取り、保管とする。

*訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

- ・訓練などでの課題について、定期的に見直しし、BCPに反映させる。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
居室・吊戸棚	キャビネットストッパーをつける	
居室・テレビ	耐震マットをつける	
事務室・キャビネット	キャビネットストッパーをつける	
更衣室・ロッカー	耐震突っ張り棒をつける	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
貯水槽	定期清掃のみ	
受電設備	定期点検のみ	
空調設備	定期点検のみ	
消火設備	定期点検のみ	
EV 昇降機	定期点検のみ	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
外壁にひび割れ、欠損、膨らみの確認	年1回の点検（防災委員） 9月	
暴風による危険性の確認	年1回の点検（防災委員） 9月	
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうなものがないか確認	年1回の点検（防災委員） 9月	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
医療機器、喀痰吸引、人工呼吸器など	小型発電機（赤コンセント使用） 燃料はガソリン。携行缶は、南側職員玄関横のプレハブ小屋にある。ガソリンがなくなったら、六弥スタンドで購入
情報機器、テレビ	同上
インターネット	携帯電話からの通信または、FAXからのアナログ回線を使用
冷蔵庫、冷凍庫、夏場は暑さ対策として、アイスノン、氷のう準備	小型発電機からの電源を使用
エアコン	夏は、アイスノン、氷のうを使用。 冬は、電気ストーブ使用
照明器具	廊下の電気については、小型発電機から発電。

小型発電機 購入日 H24.3.8

- ①ヤマハ発電機（青） 電灯、赤コンセント用
燃料タンク容量 17.0ℓ
連続運転時間 7.4時間～13.3時間
赤コンセント場所：事務室、支援室、厨房
- ②新ダイワ（赤） 動力給水ポンプ用
燃料タンク容量 22.0ℓ
連続運転時間 7.0時間

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
給湯設備	お湯使用不可のため、入浴中止
調理器具	カセットコンロ、ホットプレート
ガス乾燥機	使用不可。夏であれば、自然乾燥

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

◎ 備蓄品の飲料水

1階南の階段に備蓄しているペットボトルの飲料水を使用（20×600本）

賞味期限：2024年1月まで 300本

2029年6月まで 300本

※一般成人が1日に必要とする飲料水は1.5～3.0ℓ

② 生活用水

◎ 貯水槽の水を使用 30m³ = 30,000ℓ

貯水槽の脇に蛇口があり、貯水槽の水を使用することが出来る。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

当施設で使用可能な通信手段は以下のとおり

固定電話：019-692-5888（代表）

019-692-5846（支援室直通）

公衆電話：019-692-0903

FAX：019-692-5882

携帯電話：090-8781-7380（事務室）

090-8781-7575（支援室）

PCメール：kousaikai@uguisu.or.jp

(6) システムが停止した場合の対策

◎ほのぼののソフトと共有のデータについては、うぐいすの郷の書庫にあるサーバーとテクノ株式会社にあるサーバーでバックアップされている。バックアップは1日に1回保存されている。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

オムツ着用：

初動時・人手不足時などは緊急避難として排泄介助の要・不要にかかわらずオムツ着用。オムツ交換は定時に集中的に実施。

【職員】

断水、配管不備、浄化槽の損傷等により、トイレが使用できなくなった場合、職員は備蓄品の簡易トイレを使用する。設置場所は男女更衣室内のシャワー室とする。

ポータブル水洗トイレ金額：モノタロウ 19,900円/台

② 汚物対策

・ゴミ袋に入れて、2階駐車場横にあるごみ倉庫へ保管

(8) 必要品の備蓄

【飲料・食品・食品関係備品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
5年保存水 20ボトル	300本	2024年1月	1階南階段口	工藤政善
10年保存水 20ボトル	300本	2029年6月	1階宿直室倉庫	工藤政善
サバイバルフーズ 25年保存	1,080食	2044年9月	1階給湯倉庫	千葉望美
紙コップ	500個	—	1階給湯倉庫	千葉望美
大皿（紙）	600個	—	1階給湯倉庫	千葉望美
小皿（発砲）	300個	—	1階給湯倉庫	千葉望美
どんぶり（発砲）	800個	—	1階給湯倉庫	千葉望美
スプーン	800個	—	1階給湯倉庫	千葉望美

フォーク	800 個	—	1 階給湯倉庫	千葉望美
カセットコンロ	4 台	—	1 階給湯倉庫	工藤政善
カセットボンベ	20 本	—	1 階給湯倉庫	工藤政善

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
オムツ			2 階旧浴室	佐々木琢也

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ブルーシート	5 枚	1 階給湯倉庫	工藤政善
非常用寝袋	15 個	1 階リネン室	工藤政善
災害用毛布	30 枚	1 階リネン室	工藤政善
避難者用衣類	30 着	1 階リネン室	工藤政善

(9) 資金手当て

<p>保険名 (企業財産包括保険)</p> <p>保険会社 (東京海上日動火災保険)</p> <p>保険期間 (平成 30 年 7 月 1 日から令和 5 年 7 月 1 日)</p> <p>補償内容 (火災、落雷、破裂、爆発) 支払限度額 : 100,000 千円</p> <p>(風災、雹 (ひょう) 災、雪災) 支払限度額 : 100,000 千円</p>

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

<p>【地震による発動基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本書に定める緊急時体制は、雫石町周辺において、震度 5 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示により BCP を発動し、対策本部を設置する。 <p>【水害による発動基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発表されたとき
--

施設長が不在の場合の代替者

施設長	代替者①	代替者②
岡部 貴彦	統括部長 中岩持 恵 業務部長 佐々木 琢也 総務部長 小笠原 あゆみ	【サービス管理責任者】 高橋 恵美、曾根田 充子 【通所介護】 澤田 沙織、高橋 典子 【訪問看護】 南部 雅子

(2) 行動基準

<p>■参集の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員自身や家族が負傷した場合、自宅に被害がある場合などは、施設から指示があっても自宅の対応を優先する。 ・出勤できない場合、職員は安否情報と参集出来ない事情をメールシステムなどで施設に連絡する。 <p>■地震発生時の職員参集について</p> <p>(震度 4 以下) 自宅で待機し、災害情報をテレビなどで収集。 ※被害状況次第では、職員を招集する場合もあり。</p> <p>(震度 5 以上) 施設長、雫石町在住の課長級以上の職員が出動。 その後、第 1 次招集者または全職員出動の可否について判断し、非常招集が必要な場合は、一斉メールにて招集者へ出動指示を行う。 被害状況によっては、防災協力隊の応援要請を行う。</p>
--

(3) 対応体制

【災害時の指揮系統】	
	理事長 ・・・状況を把握し、状況に応じ最終判断を担う。施設休業の最終判断
	本部長（施設長） ・・・ <ul style="list-style-type: none">●情報を集中させ、災害対策全般の総指揮を図る。①役所、関係機関との連絡調整②身障協東北ブロック・県身障協との連絡③マスコミ対応④防災協力隊への出動要請と指揮⑤職員の一時的帰宅の判断
	副本部長（統括部長） ・・・ <ul style="list-style-type: none">●本部長を補佐。各担当班への命令伝達。状況に応じて各班を応援支援
	1, 総務・情報班 ・・・ 総務課、相談支援課で編成 <ul style="list-style-type: none">●避難状況の把握。消防・行政等との通報と報告など① 職員の配置 ② 防災協力隊との連絡・指揮③ 県、零石町、消防など関係機関との連絡調整④ 利用者家族との連絡 ⑤ 被害、避難活動の時系列記録のまとめ⑥ 他福祉施設との連絡調整
	2, 避難誘導班 ・・・ 生活支援課を中心に全職員で編成 <ul style="list-style-type: none">●利用者の円滑な避難を行う① 利用者への状況説明 ② 円滑な避難行動③ 全員避難の確認 ④ 施設外の避難の場合には移送⑤ 利用者の家族への引渡し ⑥ 負傷者の救出
	3, 消火・点検班 ・・・ 生活支援課中心に構成 <ul style="list-style-type: none">●施設設備の被害確認と被害拡大防止の応急措置① 火の元の点検とガス漏れ確認 ② 初期消火活動③ 暖房器具の配置（冬季） ④ 延焼を防ぐための火気等の遮断
	4, 救護・搬送班 ・・・ 看護課中心に構成 <ul style="list-style-type: none">●利用者及び負傷者の応急手当と病院等の他施設への利用者移送等① 利用者の体調管理 ② 病院や他施設への移送
	5, 給食・物資班 ・・・ 総務課と栄養課中心に構成 <ul style="list-style-type: none">●備蓄食の提供や給食委託業者との連絡調整① 毛布等の資材の管理と提供等
	6, 福祉避難所班 ・・・ デイサービス中心に構成 <ul style="list-style-type: none">●住民の受け入れ等の福祉避難所運営全般

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所
障害者支援施設うぐいすの郷	訪問看護ステーション滝沢

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

(障害者支援施設)

- ・震災発生時に勤務している職員が、各居室の利用者の安否確認を速やかに行う。確認後、施設長に安否状況を報告する。

(通所事業、訪問事業)

- ・利用者の自宅もしくは緊急連絡先へ連絡し、安否確認を行う。その際は、安否結果を記録しておく。

【医療機関への搬送方法】

(障害者支援施設)

- ・看護師主導のもと、施設の送迎車にて医療機関へ搬送する。

(通所事業)

- ・利用中に災害発生し、受診が必要となった際は、ご家族へ連絡し、自宅又は医療機関へ送迎する。

② 職員の安否確認

【施設内】

- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認と合わせ、各部署の職員が点呼を行い、施設長に報告する。

【自宅など】

- ・自宅などで被災した場合は、電話、携帯メール、災害用伝言ダイヤルで、施設に地震の安否情報を報告する。
- ・報告する事項は、自身、家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

■参集の原則

- ・職員自身や家族が負傷した場合、自宅に被害がある場合などは、施設から指示があっても自宅の対応を優先する。
- ・出勤できない場合、職員は安否情報と参集出来ない事情を電話やメールシステムなどで施設に連絡する。

■地震発生時の職員参集について

(震度 4 以下) 自宅で待機し、災害情報をテレビなどで収集。

※被害状況次第では、職員を招集する場合もあり。

(震度 5 以上) 施設長、雫石町在住の課長級以上の職員が出動。

その後、第 1 次招集者または全職員出動の可否について判断し、非常招集が必要な場合は、一斉メールにて招集者へ出動指示を行う。

被害状況によっては、防災協力隊の応援要請を行う。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

土砂災害	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	(障害者支援施設) 東側急傾斜地に面する東棟(ひがし町、さくら町)については、西棟(みなみ町、ふじみ町)に移動 (通所事業) 1 階正面フロア	—
避難方法	自力または職員介助にて避難。 ※被害状況次第では、防災協力隊が駆けつけ、避難誘導に入る。	—

火 災	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	(全事業所) 火災発生場所から一番遠い場所 避難場所 【北側】 1 階ロータリー (DS 職員玄関前) 2 階さくら町前広場 【南側】 1 階職員駐車場 2 階職員駐車場	—
避難方法	自力または職員介助にて避難。 ※被害状況次第では、防災協力隊が 駆けつけ、避難誘導に入る。	—

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	御所小学校（雫石町指定避難所）	障害者支援施設 瑞雲荘
避難方法	自施設の公用車にて避難。	自施設の公用車にて避難。場合によっては、受け入れ施設の送迎車両による避難もあり。
第 3 避難場所		
避難場所	町内の介護老人保健施設や特別養護老人ホーム、養護老人ホーム ・介護老人保健施設おうしゅく ・特別養護老人ホーム日赤鶯鳴荘 ・特別養護老人ホームおうしゅく ・養護老人ホーム松寿荘	
避難方法	自施設の公用車にて避難。場合によっては、受け入れ施設の送迎車両による避難もあり。	

(8) 重要業務の継続（施設入所）

経過 目安	夜間 職員のみ	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 3日	発災後 7日
出勤率	出勤率3%	出勤率30%	出勤率50%	出勤率85%	出勤率95%
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫20%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の安全確認のみ	安全と命を守るための必要最低限	食事、排泄中心。その他は休止、もしくは減	食事、排泄中心。通常に戻せるか検討	ほぼ通常通り
給食	休止	必要最低限のメニュー・使い捨て食器の活用	備蓄品・使い捨て食器の活用	ライフライン復旧次第で通常の食事に戻す	ライフライン復旧次第で通常の食事に戻す
食事介助	休止	必要な利用者へ介助	必要な利用者へ介助	必要な利用者へ介助	必要な利用者へ介助
口腔ケア	休止	応援体制が整うまで無し	必要な利用者はない	適宜介助	通常通りの介助
水分補給	応援体制が整うまで無し	飲料水準備 必要な利用者へ介助	飲料水準備 必要な利用者へ介助	飲料水準備 必要な利用者へ介助	通常通りの介助
入浴介助	失禁等ある利用者は清拭	適宜清拭	適宜清拭	適宜清拭	復旧し、体制整い次第入浴開始

重要業務の継続（デイサービス）

経過 目安	発災時	発災後 6時間	発災後 1日	発災後 7日
出勤率	100%	100%	出勤率50%	出勤率95%
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫正常
ライフライン	停電、断水	停電、断水	停電、断水	復旧
業務基準	職員・利用者の安全確認のみ	安全と命を守るための必要最低限	営業停止	ほぼ通常通り（営業再開については指示に従う）
排泄介助	休止（安全が確保でき次第介助）	必要な利用者へ介助	営業停止	通常
入浴介助	休止	休止	営業停止	復旧次第再開
リハビリ	休止	休止	営業停止	通常
給食	休止	休止	営業停止	通常
食事介助	休止	休止	営業停止	通常
与薬介助	休止（安全が確保でき次第介助）	休止（安全が確保でき次第介助）	営業停止	通常
口腔ケア	休止	休止	営業停止	通常
午睡・入床介助	休止	休止	営業停止	通常
個別訓練 （レク）	休止	休止	営業停止	通常
送迎	周辺の安全を確認後、利用者宅へ連絡し、送ってよいか確認する。安全が確保された方面から送迎ルートを整理して、順次送迎する。家に帰宅できない利用者については、施設待機とする。		営業停止	通常

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の被害状況報告書にまとめる。

別紙参照

② 業者連絡先一覧の整備

各種業者連絡先一覧

各機関名		電 話	FAX
東北フードサービス本社	厨房委託	656-1221	656-1228
うぐいすの郷店長 (塚合)		090-5236-4719	
川 栄養士 (帷子)		080-1667-6809	
六弥商店	給油	店692-0955 自692-2502	692-5253
東北電力	電気	651-6621	653-5981
フジホーム工業	設備全般	692-4926	692-4926
担当 佐藤 明義		090-4315-8422	
日本テクノ	電気	606-3213	606-3214 (24時間対応)
(株)太平エンジニアリング (エアコン)	エアコン	635-6001	635-6079
(株)ハイン盛岡営業所	エレベーター	0120-33-5581	0120-35-6583
担当 塚原 道雄		080-2070-2231	
電 窓	自動ドア	0198-41-1275	0198-41-1276
パナソニックES産機システム(株)	洗濯機 乾燥機	656-0087	656-6315
扶桑電通	電話	654-2181	625-5701
イワタニ東北株式会社	ガス エアコン	659-1111	659-1114
パーバス株式会社	ガス50号機	0120-260-884	
クリーニング わかまつ	クリーニング	695-2461	
サンメディカル	介護消耗品	614-2131	614-2132
ケアテック	医療消耗品	654-3638	654-3678
柏木実業	医療介護消耗品	637-6811	637-6812
マルゼン	厨房機器	639-4411	639-4413
タニコー	厨房機器	636-2951	636-2954
功和産業	医療廃棄	0178-51-2271	0178-51-2272
サン寿広	ゴミ収集	624-0022	625-8520
小山商会	リネン	637-3110	637-3127
テクノ(株)	パソコン	641-1941	641-1219
佐々木自動車商会	車両修理	692-2602	
東北自動車共済	車両故障	0120-80-6324	
代理店：福祉サポート北東北	ロードサービス		
	車両事故	0120-24-6250	
エクナ(株)	コピー機	652-3000	625-3135

③ 情報発信 (関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

情報発信については、理事長ならびに施設長を含む複数の管理者による合議を踏まえて行う。発表にあたっては、利用者ならびに職員のプライバシーにも配慮する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

近隣の同サービス事業所（障害者支援施設）との連携が必要であるが、具体的な協議は出来ておらず、今後連携に向けての協議が必要である。

② 連携協定書の締結

(天戸行政区)

災害時における避難場所に関する協定書

宇石町天戸行政区（以下「甲」という。）と社会福祉法人康済会うぐいすの郷（以下乙という。）は、災害時における一時避難所としてうぐいすの郷の施設を充てることに關し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、宇石町に大規模な地震、風水害、山火事、噴火その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある時に、地区の一時避難所として、甲が乙の施設を使用することについて、必要なことを定める。

(一時避難所の周知、送迎)

第2条 甲は、この協定による施設を「一時避難所」として位置付し、住民に周知する。
2 避難にあたっての住民の送迎は甲が行うものとする。

(使用施設)

第3条 乙は所有する次に掲げる施設及び敷地を、災害時における一時避難所として、うぐいすの郷の業務に支障のない範囲において、甲に使用させるものとする。

- 所在地 宇石町西安庭 26 地割 130 番地 1 (ℓ692-5888)
- 施設名 社会福祉法人康済会 障害者支援施設うぐいすの郷
- 使用室 ①デイサービスセンター (304 m²)
(ハントリー、障害者用WC、ベッド 15 台完備)
②船接室 (63 m²)
③相談室 (42 m²)

2 甲は、必要な器具類を設置する場合は、乙の了解を得るものとする。

(介護サービス等の提供)

第4条 乙は必要に応じて、避難した住民に対して介護サービス及び食糧等を提供するものとし、誠意を持って対応するものとする。

(使用期間、目的外使用の禁止)

第5条 対象施設の使用期間は、災害が発生し、又は発生のおそれがある時から、甲・乙が一時避難所としての役割を終了を確認した時までとする。
2 甲は、対象施設を一時避難場所以外の目的に使用してはならない。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく対象施設の使用料は、原則無料とする。

(相互協力)

第7条 行政区とうぐいすの郷は、災害時における避難、誘導が安全にできるよう、日頃から情報交換等を行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲・乙のいずれからも異議の申出がないときは更に5年間期間を延長し、以降もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた時は、その都度甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月8日

甲 宇石町西安庭 41-54
天戸行政区
コミュニティ会長 横田 孝志



乙 宇石町西安庭 26-130-1
社会福祉法人 康済会 うぐいすの郷
施設長 深澤 竜三



(町場行政区)

災害時における避難場所に関する協定書

宇石町町場行政区（以下「甲」という。）と社会福祉法人康済会うぐいすの郷（以下乙という。）は、災害時における一時避難所としてうぐいすの郷の施設を充てることに關し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、宇石町に大規模な地震、風水害、山火事、噴火その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある時に、地区の一時避難所として、甲が乙の施設を使用することについて、必要なことを定める。

(一時避難所の周知、送迎)

第2条 甲は、この協定による施設を「一時避難所」として位置付し、住民に周知する。
2 避難にあたっての住民の送迎は甲が行うものとする。

(使用施設)

第3条 乙は所有する次に掲げる施設及び敷地を、災害時における一時避難所として、うぐいすの郷の業務に支障のない範囲において、甲に使用させるものとする。

- 所在地 宇石町西安庭 26 地割 130 番地 1 (ℓ692-5888)
- 施設名 社会福祉法人康済会 障害者支援施設うぐいすの郷
- 使用室 ①デイサービスセンター (304 m²)
(ハントリー、障害者用WC、ベッド 15 台完備)
②船接室 (63 m²)
③相談室 (42 m²)

2 甲は、必要な器具類を設置する場合は、乙の了解を得るものとする。

(介護サービス等の提供)

第4条 乙は必要に応じて、避難した住民に対して介護サービス及び食糧等を提供するものとし、誠意を持って対応するものとする。

(使用期間、目的外使用の禁止)

第5条 対象施設の使用期間は、災害が発生し、又は発生のおそれがある時から、甲・乙が一時避難所としての役割を終了を確認した時までとする。
2 甲は、対象施設を一時避難場所以外の目的に使用してはならない。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく対象施設の使用料は、原則無料とする。

(相互協力)

第7条 行政区とうぐいすの郷は、災害時における避難、誘導が安全にできるよう、日頃から情報交換等を行うよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲・乙のいずれからも異議の申出がないときは更に5年間期間を延長し、以降もこの例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた時は、その都度甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月8日

甲 宇石町西安庭 46-129-2
町場行政区
コミュニティ会長 廣瀬 吉四郎



乙 宇石町西安庭 26-130-1
社会福祉法人 康済会 うぐいすの郷
施設長 深澤 竜三



(九十九沢行政区)

災害時における避難場所に関する協定書

宇石町九十九沢行政区（以下「甲」という。）と社会福祉法人康済会うぐいすの郷（以下乙という。）は、災害時における一時避難所としてうぐいすの郷の施設を充てることに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宇石町に大規模な地震、風水害、山火事、噴火その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある時に、地区の一時避難所として、甲が乙の施設を使用することについて、必要なことを定める。

（一時避難所の周知、送迎）

第2条 甲は、この協定による施設を「一時避難所」として位置付し、住民に周知する。
2 避難にあたっての住民の送迎は甲が行うものとする。

（使用施設）

第3条 乙は所有する次に掲げる施設及び敷地を、災害時における一時避難所として、うぐいすの郷の業務に支障のない範囲において、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 宇石町西安庭 26 地割 130 番地 1 (E692-5888)
 - (2) 施設名 社会福祉法人康済会 障害者支援施設うぐいすの郷
 - (3) 使用室 ①デイサービスセンター（304㎡）
（パントリー、障害者用WC、ベッド 15 台完備）
②応接室（63㎡）
③相談室（42㎡）
- 2 甲は、必要な器具類を設置する場合は、乙の了解を得るものとする。

（介護サービス等の提供）

第4条 乙は必要に応じて、避難した住民に対して介護サービス及び食糧等を提供するものとし、誠意を持って対応するものとする。

（使用期間、目的外使用の禁止）

第5条 対象施設の使用期間は、災害が発生し、又は発生のおそれがある時から、甲・乙が一時避難所としての役割の終了を確認した時までとする。
2 甲は、対象施設を一時避難場所以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく対象施設の使用料は、原則無料とする。

（相互協力）

第7条 行政区とうぐいすの郷は、災害時における避難、誘導が安全にできるよう、日頃から情報交換等を行うよう努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲・乙のいずれからも異議の申出がないときは更に5年間期間を延長し、以降もこの例によるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた時は、その都度甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月8日

甲 宇石町西安庭50-107
九十九沢行政区
コミュニティ会長 伊藤 豊



乙 宇石町西安庭26-130-1
社会福祉法人 康済会 うぐいすの郷
施設長 深澤 竜三



(矢幡行政区)

災害時における避難場所に関する協定書

宇石町矢幡行政区（以下「甲」という。）と社会福祉法人康済会うぐいすの郷（以下乙という。）は、災害時における一時避難所としてうぐいすの郷の施設を充てることに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宇石町に大規模な地震、風水害、山火事、噴火その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある時に、地区の一時避難所として、甲が乙の施設を使用することについて、必要なことを定める。

（一時避難所の周知、送迎）

第2条 甲は、この協定による施設を「一時避難所」として位置付し、住民に周知する。
2 避難にあたっての住民の送迎は甲が行うものとする。

（使用施設）

第3条 乙は所有する次に掲げる施設及び敷地を、災害時における一時避難所として、うぐいすの郷の業務に支障のない範囲において、甲に使用させるものとする。

- (1) 所在地 宇石町西安庭 26 地割 130 番地 1 (E692-5888)
 - (2) 施設名 社会福祉法人康済会 障害者支援施設うぐいすの郷
 - (3) 使用室 ①デイサービスセンター（304㎡）
（パントリー、障害者用WC、ベッド 15 台完備）
②応接室（63㎡）
③相談室（42㎡）
- 2 甲は、必要な器具類を設置する場合は、乙の了解を得るものとする。

（介護サービス等の提供）

第4条 乙は必要に応じて、避難した住民に対して介護サービス及び食糧等を提供するものとし、誠意を持って対応するものとする。

（使用期間、目的外使用の禁止）

第5条 対象施設の使用期間は、災害が発生し、又は発生のおそれがある時から、甲・乙が一時避難所としての役割の終了を確認した時までとする。
2 甲は、対象施設を一時避難場所以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第6条 この協定に基づく対象施設の使用料は、原則無料とする。

（相互協力）

第7条 行政区とうぐいすの郷は、災害時における避難、誘導が安全にできるよう、日頃から情報交換等を行うよう努めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲・乙のいずれからも異議の申出がないときは更に5年間期間を延長し、以降もこの例によるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた時は、その都度甲・乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月8日

甲 宇石町西安庭49-19-1
矢幡行政区
コミュニティ会長 高橋 敬幸



乙 宇石町西安庭26-130-1
社会福祉法人 康済会 うぐいすの郷
施設長 深澤 竜三



③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
障害者支援施設 瑞雲荘	019-684-1621	利用者受入など

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
鶯宿温泉病院	019-695-2321	協力医療機関
盛岡つなぎ温泉病院	019-689-2101	利用者の受診

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
雫石町社会福祉協議会	019-692-2230	福祉避難所開設に係る連携
雫石町役場防災課	019-692-6410	福祉避難所開設に係る連携
うぐいすの郷防災協力隊	隊長 高橋 清美 019-692-3610 090-3125-1130	災害時の応援

(2) 連携対応

① 事前準備

◎東北ブロック支援体制協定

目的・・・様々な災害に対する日頃の備え及び被災施設が発生した場合の支援体制について定めたもの

協力・・・東北ブロック施設協議会加盟施設

支援内容・・・物資支援、物資備蓄、人的支援、利用者の避難受入体制の整備、移動・輸送方法

災害支援基金・・・有

訓練の実施・・・1年に1回程度（連絡体制、備蓄リストの確認など）

② 入所者・利用者情報の整理

利用者情報一覧のとおり

③ 共同訓練

防災訓練（年 2 回）について、うぐいすの郷防災協力隊にも参加をお願いする。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

防災委員で、今後検討とする。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の協定

雫石町との締結日：平成 27 年 3 月 24 日

② 福祉避難所開設の事前準備

防災委員会で、今後検討とする。

6. 通所サービス固有事項

【平時からの対応】

- ◎サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話）を把握しておく。
- ◎居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。
- ◎平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関や地域の防災協力隊と良好な関係作りに努める。

【災害が予想される場合の対応】

- ◎台風などで甚大な災害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- ◎その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ◎サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ◎利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家庭への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。

7. 訪問サービス固有事項

【平時からの対応】

- ◎サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話）を把握しておく。
- ◎居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。
- ◎発災時に、職員は利用者宅を訪問中または移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や、移動中の場合における対応方法をあらかじめ検討しておく。
- ◎避難先においてサービスを提供することも想定され、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会など）と良好な関係を作るよう工夫することも望まれる。

【災害が予想される場合の対応】

- ◎台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、予めその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。
- ◎そのうえで、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

【災害発生時の対応】

- ◎サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ◎あらかじめ検討した対応方法に基づき、利用者への安否確認等や、利用者宅を訪問中または移動中の場合の対応を行う。
- ◎居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には、避難先においてサービスを提供する。

◆ 被害状況報告書 (法人内) ◆

日付	時間	報告者所属	報告者氏名

対象	どちらかに○	措置した事項 / 特記事項
躯体被害	損傷重大 / 損傷軽微 / 損傷なし	
(1階)	立入禁止 / 立入可能	
躯体被害	損傷重大 / 損傷軽微 / 損傷なし	
(2階)	立入禁止 / 立入可能	
電気	通電 / 不通	
水道	利用可能 / 利用不可	
トイレ (1階)	利用可能 / 利用不可	
(2階)	利用可能 / 利用不可	
エレベーター	利用可能 / 利用不可	
インターネット	利用可能 / 利用不可	
代表電話 (1階)	通話可能 / 不通	
受信電話 (2階)	通話可能 / 不通	
携帯電話	通話可能 / 不通	
公衆電話 (2階)	通話可能 / 不通	
LPガス (厨房)	利用可能 / 利用不可	
LPガス (機械室)	利用可能 / 利用不可	
ガラス (1階)	破損なし / 破損・飛散	
(2階)	破損なし / 破損・飛散	
書類庫 (1階)	転倒あり / 転倒なし	
(2階)	転倒あり / 転倒なし	
天井 (1階)	被害なし / 落下部分あり	
(2階)	被害なし / 落下部分あり	
床面 (1階)	被害なし / 破損部分あり	
(2階)	被害なし / 破損部分あり	
壁面 (1階)	被害なし / 破損部分あり	
(2階)	被害なし / 破損部分あり	
照明 (1階)	被害なし / 破損部分あり	
(2階)	被害なし / 破損部分あり	
厨房 (水道)	利用可能 / 利用不可	
(電気)	利用可能 / 利用不可	

■上記以外の報告事項

別紙 東北ブロック支援体制協定

2013. 11. 21締結
2016. 11. 10改訂

東北ブロック支援体制協定

- I 目的 本協定は様々な災害に対する日頃の備え及び被災施設が発生した場合の支援体制について定めるものである
- II 協力 本協定に賛同署名した東北ブロック施設協議会加盟施設（以下、署名施設）は、本協定に則り、可能な範囲で支援協力する
本協定への署名は強制ではないが、全施設の署名を前提とする。
なお、支援内容について、留保すべき条項について、申し出ることができ、本協定はそれを認める
- III 支援対象 支援対象は本協定署名施設に限るものではなく、支援計画に沿って判断された対象（地域・エリア・施設・個人等）に対して行う
- IV 支援体制
- 1) 支援の前提
全国身体障害者施設協議会（以下、身障協）及び隣接ブロック等からの支援が届くであろうと考えられる被災後およそ10日間（各施設・事業所で3日間の対応、ブロックで7日間の支援を想定）をめぐにした支援体制構築を目指す
- 2) ブロック災害対策本部（以下、ブロック本部）及び被災県・エリア現地対策本部（以下、現地本部）の設置と役割
- i) ブロック本部及び現地本部の設置
- ①会長（又は副会長）は災害の発生後24時間をめぐりに各県協議員と連絡を取り合いブロック本部設置の是非を判断し、周知する
 - ②ブロック本部となる施設（場所）は、被災県・エリアの当該協議員等（当該協議員施設が被災した場合は被災県・エリアの他施設。以下同義）と協議の上、会長（又は副会長）が決定し、周知する
 - ③ブロック本部となる施設（場所）は、被害がないか、あっても極めて軽微で、被災エリア（現地本部）・身障協本部・隣接ブロック等との連携の容易さ等を基準に決定する
 - ④同時に会長（又は副会長）は被災県・エリア当該協議員等と協議の上、現地本部の設置の是非、施設（場所）を決定し、周知する
 - ⑤現地本部は被災施設又は被災県に最も近く、被害が軽微でブロック本部との連携

が比較的容易な施設（場所）を基準に決定する

ii) ブロック本部の役割と体制

①役割

- ア) ブロック本部は、現地本部と密に連携をとり、現況・被害状況を把握する
- イ) ブロック本部は現地本部の後方支援として、ブロック内外の施設・協議員・隣接ブロック・身障協・関係機関等との一元的連絡窓口を担い、被災エリア（現地対策本部）の負担を軽減し、支援連携の拠点として、支援ニーズを把握し、支援のコーディネートを行う（被災地以外への状況報告等）
- ウ) ブロック本部長は現地本部の要請を踏まえ、支援内容に則り、支援について判断実行する
但し、必要かつ可能な範囲で会長（又は副会長）と協議するものとする。
- エ) 被害状況の把握が困難な場合は、ブロック本部長の判断で支援を開始する

②体制

- ア) ブロック本部長はブロック本部となった施設の協議員が担う
- イ) 尚、ブロック本部に会長（又は副会長）が常駐可能な場合は、状況に応じて会長（又は副会長）がブロック本部長を担う

iii) 現地本部の役割と体制

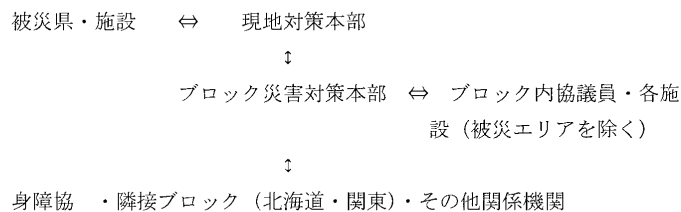
①役割

- ア) 被災施設・被災エリア・被災県と直接連携・連絡をとり、被害の状況を把握、直接支援のための一元的な窓口（連絡体制を確保する）を担い、被災施設・被災エリアを状況によっては24時間体制で直接フォローする
- イ) 被害状況の把握が困難な場合は、現地本部長の判断で支援を要請する

②体制

- ア) 現地本部長は設置された当該施設の施設長が担う
尚、現地本部長に会長（又は副会長）又は被災県協議員が常駐可能な場合は、状況に応じて会長（又は副会長）又は被災県協議員が現地本部長を担う
- イ) 現地本部長は被災施設又は被災エリアと常に密接に連絡・連携をとり、被災状況の把握に努め、ブロック本部長へ報告・伝達・支援要請を行う

iv) ブロック本部と現地本部等関係



v) 連絡体制 (手段・方法)

①連絡網の作成 (②全手段について情報を共有する)

- ア) 身障協及び隣接ブロックとの連絡網の策定
- イ) ブロック内の連絡網の策定
- ウ) 各県内の連絡網の策定

②手段 (下記手段を活用)

- ア) 固定電話及び携帯電話
- イ) 衛星電話 (普段は各県協議員施設に設置→災害発生時は被災施設・現地本部・ブロック本部への移動を図る)
- ウ) PCメール及び携帯メール (オフィシャルツイッター・フェイスブック等含)
- エ) 身障協ホームページの活用=現況を全国の会員施設が見られるように、ブロック本部→身障協→会員施設という情報の流れを確立する

3) 支援内容 (事業継続支援)

- i) 各県・各施設において防災・支援計画及び事業継続支援を策定することを期待すると同時に、東北ブロックとしても、そのための研修・協議を実施する

ii) 物資支援

①基本方針

- ア) 隣接ブロック及び身障協からの支援が届くのが被災10日後と想定
- イ) その間の支援を集中的に行える物資の備蓄を目指す
- ウ) 被災施設等が地域の避難所 (福祉避難所を含) となりうる可能性もあること、また、日頃よりの地域との関係・社会貢献を踏まえ、近隣住民への支援も想定する。

②物資備蓄

- ア) 署名施設は毎年備蓄リスト (フォーマット) を作成し、ブロック事務局に提出する
- イ) ブロック事務局は署名全施設の備蓄マップ (地図上に連絡網・備蓄一覧・距離等明示) を作成し、全施設に配布する
- ウ) 被災施設・現地本部の支援要請に基づき、ブロック本部は備蓄リスト及び備蓄マップ等を参考に、署名施設に対しての支援要請を行う
要請を受けた署名施設は可能な範囲で、物資の支援を行う
- エ) 被災後の不足物資の確保
隣接ブロック及び身障協等の支援の遅れ等による備蓄物資の不足、また備蓄物資以外の物資の必要・確保については、その都度現地本部及びブロック本部の協議によって判断、迅速に対応する。ブロック本部は署名施設に対して、その確保の依頼を行い、支援に滞りが生じないようにする

◎その経費は署名施設の立替えとし、後日東北ブロック災害支援基金にて清算する

iii) 人的支援（派遣等）

①基本方針

ア) 常に各施設1名1週間を想定し、いつでも派遣できる体制準備を整える

イ) 派遣費用（*）は災害救助法・東北ブロック災害支援基金・全国災害基金等を活用し、派遣施設の負担としない（保険の加入も含め）

（*）派遣費用とは往復の交通経費・宿泊費・食費・保険料を想定し、他に必要な経費が発生した場合の対応は、正副会長の判断とする（時間的に余裕があれば協議員全員の意見聴取の上、正副会長にて判断）

ウ) 派遣時におけるケガ、病気、アクシデントの責任は基本的にブロック及び派遣施設とし、その対応に万全を期す（保険の加入＝ブロック負担も含め）

エ) 1人の派遣について、派遣期間の基本を1週間とし、事情によって、現地本部の依頼により、ブロック本部・派遣施設了解の下、延長を可とする（負担の軽減と交代のタイミングを明確にする）

②派遣手順

ア) 派遣要請を受ける（職種・人数・男女・期間等）

◎被災施設（現地本部）→ブロック本部

イ) 要請を受けたブロック本部長は、事前に各支援県を通して、派遣体制（派遣開始可能時期・期間・職種・男女等）の把握に努め、要請と同時に事前情報を下に、派遣依頼を行う

iv) 利用者・入居者の避難受け入れ体制の整備

①平時より受け入れ可能な人数等を備蓄リストと共に把握し、全施設にて共有する（処遇のあり方は各施設の判断とし、それに基づき人数を算定）

②受け入れ経費は東北ブロック災害支援基金より拠出

③受け入れ手順

ア) 受け入れ要請を受ける（男女別人数・状態像の把握）

◎被災施設（現地本部）→ブロック本部

イ) 要請を受けたブロック本部長は、事前に各支援県を通して、受け入れ体制（受け入れ開始可能時期・期間・人数・男女・状態像等）の把握に努め、要請と同時に事前情報を基に、派遣依頼を行う

v) 移動・輸送方法（人員・物資）

①輸送手順・ルート等の確保

ア) 各県において、隣接県等への支援を想定し、輸送（人員・物資）ルート及び輸送手段について検討（シミュレーション）を行い、輸送計画案を作成し備蓄リストと共に全県において共有する

イ) 緊急車両指定等について

- ◎通行上の便宜及び燃料確保の観点から緊急車両指定を申請する
- ◎身障協を通じて優先的に（スムーズに）指定されるよう事前の働きかけを行う
- ◎各県においても関係当局に働きかける

②輸送経費等

- ア) 基本的に支援施設にて負担をお願いする
- イ) 経費抑制及び負担の分散、更に運転・移動リスクの軽減等を図るため、ブロック本部において再調整を行う
(例 今後支援が長期に渡り継続されると判断すれば、近隣施設から支援を開始すると同時に、遠方施設から近隣施設へ予め運び込みを開始しておくなど)

vi) 財政支援

- ①一定程度落ち着いた段階で、被災施設に対し、必要に応じてブロックとして厚労省・身障協等への支援を要請する
- ②また、ブロックにおいて支援金や東北ブロック災害支援基金等の状況を勘案して、財政支援基準を設定の上、施設長会議にて協議の上決定する

V 東北ブロック災害支援基金

1) 前提

- ◎10日間のブロック内支援経費について定める
- ◎それ以降の経費等については、国・自治体・身障協等の支援も併せて改めて検討

2) 使途（必要性）

i) 物資購入

- ①各施設において備蓄されている物資以外の物資購入費
 - ②隣接ブロック・身障協への支援を依頼すると同時に、可能な範囲で確保
- ii) 人員派遣経費（試算 1日3人×1人5万円×10日間＝約150万円想定）

- ①往復の交通経費（燃料費）・宿泊費（上限設定）・食費（上限設定）・保険料

iii) 避難者の受け入れに係る経費

- ①移動及び滞在中の食費等経費
試算 滞在費50人×3000円×10日で150万
- ②避難時の同行職員の給与等は含めない

3) 必要額（試算）

- i) 使途 人員派遣試算150万+受け入れ試算150万+物資購入費200万の合計500万円を基金として積み立てる

4) 財源

- i) 2013年度予備費より350万を拠出

- ii) 2015年度繰越より 150万を拠出(基金合計500万円に)
- iii) 使用後、基金目標額を下回った場合は、その時のブロック収支決算を見ながら、補充方法を検討
- 5) 各支援施設において負担願うもの
 - i) 備蓄リストに基づいて備蓄をお願いする物資費用
 - ii) 災害支援のための輸送経費
- 6) 各支援施設において立替願うもの
 - i) 入居者・職員の避難受け入れ時の送迎経費

VI 訓練の実施(シミュレーション)

- 1) 1年に1回程度、想定を設け実施
 - ◎シミュレーション等を通して本協定及び支援体制の見直しを行う
- 2) 訓練内容
 - i) 連絡体制の確認
 - ii) 備蓄リスト確認(提出)
 - iii) 輸送シミュレーション
 - iv) 派遣シミュレーション
 - v) その他

VII 各県の体制整備及び隣接ブロックとの防災・支援協定の締結

- 1) 本協定に基づき、各県において連絡体制等体制を整備する
- 2) 他のブロックとの防災・支援協定を締結する
 - 今後、支援が必要になった場合は協定に基づき、正副会長又は協議員会議の判断にて、支援を実施する
 - なお、実施後に全施設に(又は直近に開かれる施設長会議等にて)報告の上、了承を得る
- 3) その他、協定を結んでいない場合も必要に応じて支援について協議員会議において協議の上、支援を実施できるものとする
 - 支援を実施する場合は、できるだけ早急に全施設にその旨を周知する
 - なお、実施後に全施設に(又は直近に開かれる施設長会議等にて)報告の上、了承を得る
- 4) 各施設において事業継続についての検討を要請する

VIII 署名施設

- 1) 本協定に賛同し、協力可能な施設は署名を行う
- 2) 但し、何らかの事情で本協定に示された内容に協力出来なくなった時点で、署名は

取り消すことができる。

- 3) また、毎年事業計画策定時に各施設に意思確認を行うと共に、防災・支援の意識喚起を行う

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

零石町（以下「甲」という。）と社会福祉法人康済会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第2条 乙は、別表に掲げる福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

（管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 その他必要な費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第6条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入を要請し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

2 甲は、乙の保有する車両による要支援者の搬送を行う必要が生じた場合は、乙に協力を要請するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の整備保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年3月24日

甲 岩手県岩手郡雫石町千刈田5番地1

雫石町

雫石町長 深谷 政光



乙 岩手県岩手郡雫石町西安庭第26地割130番地1

社会福祉法人 康済会

理事長 久保谷 康夫



別表

協定締結施設名	施設所在地	施設種別
うぐいすの郷	岩手県岩手郡雫石町西安庭第 26 地割 130 番地 1	障害者支援施設

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(個人情報の漏えい防止及び事故防止)

第2 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(立入検査等)

第7 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

(提供資料の返還義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(秘密の保持)

第9 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者への周知)

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。